

訪問型独自サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1.176	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	39	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,349	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	77	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合 12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 1単位減算	-1
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合 23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 1単位減算	-1
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合 37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合 1単位減算	-1
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自自給連携強化加算	ホ 口連携強化加算	50単位加算		月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算		

通所型独自サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6 1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1月につき
A6 1112	通所型独自サービス11日割			59単位	1日につき
A6 1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621単位	1月につき
A6 1122	通所型独自サービス12日割			119単位	1日につき
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18単位減算	-18 1月につき
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1単位減算	-1 1日につき
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1単位減算	-1 1日につき
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18単位減算	-18 1月につき
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			1単位減算	-1 1日につき
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36 1月につき
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			1単位減算	-1 1日につき
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	376単位減算	-376 1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			752単位減算	-752 1月につき
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47 片道につき
A6 5010	通所型生活上用グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100 1月につき
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240 1月につき
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50 1月につき
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200 1月につき
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150 1月につき
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160 1月につき
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480 1月につき
A6 6011	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位加算	88 1月につき
A6 6012	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡ			176単位加算	176 1月につき
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72単位加算	72 1月につき
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ			144単位加算	144 1月につき
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位加算	24 1月につき
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ			48単位加算	48 1月につき
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)3月に1回を限度	100単位加算	100 1月につき
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200 1月につき
A6 6200	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	ル 口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	200単位加算	20 1回につき
A6 6201	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位加算	5 1回につき
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40 1月につき
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ラ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算	1月につき
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算	
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算	
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算	
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算	
A6 6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算	

・「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型独自サービスを行う場合」、「サービス提供体制加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位	
A6 8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位	
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6 9001	通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%
A6 9002	通所型独自サービス11日割・欠			59単位	
A6 9011	通所型独自サービス12・欠		事業対象者・要支援2	3,621単位	
A6 9012	通所型独自サービス12日割・欠			119単位	

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	442単位	442	1月につき
AF	3001		高齢者虐待防止措置未実施減算	438単位	438	
AF	3011		業務継続計画未策定減算 4単位減算 ※令和7年4月1日から適用	434単位	434	
AF	3021		業務継続計画未策定減算※令和7年4月1日から適用 4単位減算	438単位	438	
AF	4001		ロ 初回加算	300単位加算	300	
AF	3111	介護予防ケアマネジメントB	イ 介護予防ケアマネジメント費	330単位	330	1月につき
AF	3112		ロ 初回加算	300単位加算	300	
AF	3113		ハ 担当者会議開催加算	100単位加算	100	
AF	3114		ニ モニタリング加算	50単位加算	50	
AF	6001	委託連携加算	イ 委託連携加算	300単位加算	300	1月につき